

 \bigcirc

山形県公報

平成15年9月19日(金) 第1476号

毎週火・金曜日発行

	\ <u></u>
	717
\blacksquare	/ /
-	//\

告 示

	_	73.	
山形県保育所整備資金利子補助金交付	規程の一部を	改正する規程	(児童家庭課)1111
指定居宅サービス事業者の指定			(置賜総合支庁福祉課)1112
指定居宅介護支援事業者の指定			(同) 同
県営土地改良事業計画の決定			(置賜総合支庁農村計画課)同
民有保安林の指定			(森林課)1113
民有保安林の指定の解除			(同) 同
道路の区域の変更			(最上総合支庁建設総務課)同
県道の供用の開始			(同)1114
道路の区域の変更			(庄内総合支庁建設総務課)1115
県道の供用の開始			(同) 同
)	T - A	
	選至官埋	委員会関係	
		_	
	告	示	
政治団体の設立			
政治団体の届出事項の異動			
	//	4-	
	公	告	
大規模小売店舗の新設の届出			(商業振興課)1117
大規模小売店舗の新設に係る市町村等	の意見		(同)1118
大規模小売店舗の変更に係る市町村等	の意見		
同			
採用候補者名簿の失効			(人事委員会)1119
	_	+ D	
	正	誤	
			
	<u>告</u>	<u> </u>	

山形県告示第873号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)を次のように改正する。

第2条中「年利0.4パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附則第2項から第5項までの規定を次のように改める。

2 平成5年11月8日から平成6年9月12日までの間に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融 資残高に乗ずる割合については、第2条の規定にかかわらず、年2.0パーセントとする。

- 3 平成6年12月6日から平成8年10月17日までの間に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融 資残高に乗ずる割合については、第2条の規定にかかわらず、年2.15パーセントとする。
- 4 平成8年10月18日から平成9年9月9日までの間に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融 資残高に乗ずる割合については、第2条の規定にかかわらず、年1.55パーセントとする。
- 5 平成9年9月10日から平成10年10月15日までの間に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融 資残高に乗ずる割合については、第2条の規定にかかわらず、年1.25パーセントとする。 附則第6項を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び附則の規定は、平成15年8月13日から適用する。
- 2 平成15年8月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第874号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居種		-ビス	指定年月日		
社会福祉法人南陽 南陽市宮内3750番地の1	ほなみケアセンター高畠 東置賜郡高畠町大字高畠549番地10	通	所	介	護	平成15	. 9. 5
株式会社ツクイ 横浜市港南区大岡西一丁目 6 番1号	長井デイサービスセンターふれあい 長井市九野本268番地	通	所	介	護	同	9. 1
城南産業株式会社 米沢市万世町桑山字大割2160 番地 2	ヘルパーステーションまごのて 米沢市万世町桑山字大割2160番地 2	訪	問	介	護	同	8.25

山形県告示第875号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年	月日
社会福祉法人回春堂 米沢市駅前二丁目5番7号	回春堂ケアサービス 米沢市駅前二丁目5番7号	平成15.	9.10
社会福祉法人南陽 南陽市宮内3750番地の 1	ほなみケアセンター高畠 東置賜郡高畠町大字高畠549番地10	同	9. 5

山形県告示第876号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営山崎地区土地改良(水田農業経営確立排水対策特別)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営山崎地区土地改良(水田農業経営確立排水対策特別)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

高畠町役場

3 縦覧に供する期間

平成15年9月25日から同年10月24日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第877号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。 平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 指定に係る保安林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字小坂字上之向105、107、字丸山155 - 1、156 - 2、字中山道下166、字須郷境167、168、字中山沢170、171 - 1、171 - 2、173、字中山174 - 2、174 - 25から174 - 27まで、174 - 29、字中峠175 - 1、字沢入176 - 1、字木伐沢入177、177 - 丁、178、字大谷地179、180、181 - 1、183 - 乙、字滝之沢184 - 1、184 - 5、185 - 7、185 - 8、186 - 2、字大峠187、字下峠206 - 1から206 - 3まで、207 - 1、207 - 3、字横山沢209 - 13、209 - 60から209 - 62まで、字根堀場214 - 1、214 - 11、214 - 12、大字須郷字大峠335 - 33、字荒清水339 - 2、字中山342、342 - 乙、343 - 丙、344、344 - 乙

2 指定の目的

公衆の保健

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐は、択伐による。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植裁の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第878号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 解除に係る保安林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字広河原字湯ノ沢448 - 2

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 保安林解除の理由

指定理由の消滅

山形県告示第879号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年9月19日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 - (2) 路線名 458号
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市北町318番 2 から 同 沼田町39番 2 まで		旧	26.6 メートル 10.0	メートル 196
同	上	新	29.2 メートル	同上

- 2 (1) 道路の種類 県 道
 - (2) 路 線 名 新庄舟形線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市大字本合海字本合海2779番から 同 上まで		旧	9.1 メートル ≀ 7.0	メートル 20
同	上	新	9.1 メートル ≀ 7.0	同上

- 3 (1) 道路の種類 県 道
 - (2) 路線名 曲川新庄線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市石川町5番2から 同 沼田町266番1まで		旧	195.6 メートル ~ 18.0	メートル 62
同	上	新	18.3 メートル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同上

- 4 (1) 道路の種類 県 道
 - (2) 路線名 真室川鮭川線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長	
最上郡真室川町大字釜渕字内膳411番13 同 418番 9		ІВ	6.5 メートル ≀ 5.6	у- 28	トル
同	上	新	6.5 メートル ≀ 5.6	同上	
最上郡真室川町大字釜渕字内膳411番13 同字八敷代439番		か I	28.5 メートル ≀ 12.6	×- 209	トル

山形県告示第880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年9月19日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 路 線 名 新庄舟形線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字本合海字本合海2779番から

同 上まで

3 供用開始の期日 平成15年9月19日

山形県告示第881号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年9月19日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 海ケ沢松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
飽海郡松山町字朴ノ木沢10番 5 から 同 字片町72番まで		IΒ	19.8 メートル ・ 14.2	メートル 229
同	上	新	19.8 メートル ≀ 8.2	同上

山形県告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年9月19日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 路 線 名 海ケ沢松山線
- 2 供用開始の区間 飽海郡松山町字朴ノ木沢10番5から

同 字片町72番まで

3 供用開始の期日 平成15年9月19日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の 届出があった。

平成15年9月19日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小池克敏を励ます会	遠藤幸司	市川雄二	西置賜郡小国町大字白子沢404	平成 15. 8.27

山形県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の 届出があった。

平成15年9月19日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

政 党

功公园体办名物		⊞ ≨h	==	1 5		内					容		是 山	===
政治団体の名称		異動	事	項		新	Ť			IE	3		伸山	羊月日
自由民主党小国町支部	<i>‡た</i>	る事剤	条所の)所在地		遺賜郡小[国町ノ	大字大			国町大	字大	平成	
			,,,,,		宮3	76 - 1			滝34	1			15.	6.18
	代		表	者	森	田		廣	佐	藤	藤	弥	同	
自由民主党酒田支部	主た	る事剤	务所の)所在地	酒田	市両羽町	叮1 -	1	酒田	市中町	3 - 5 -	30		7.15
	会	計	責	任者	森	田	克	行	長	南	紀三	雄	同	8. 1
自由民主党鶴岡支部	会	計	責	任者	吉	田	義	彦	榎	本	政	規	同	8. 8
自由民主党温海町支部	代		表	者	本	間	義	弥	佐	藤	甚一	郎	同	
日田戊土兄/血/母叫 又品	会	計	責	任者	榎	本	五	郎治	小	松	音	吉		8.12
自由民主党山形市支部	会	計	責	任者	峯	田	豊	太郎	鈴	木	善太	郎	同	8.27
自由民主党立川支部	会	計	責	任者	村	上	順	_	大	滝		力	同	9. 1

その他の団体

政治団体の名称	異 動 事 項	内	容	届出年月日
政治団体の名称	異動事項 	新	IΒ	個山十月口
坂本貴美雄後援会	主たる事務所の所在地	新庄市升形549	新庄市千門町 2 - 26	平成 15.8.4
坂本貴美雄連合後援会	主たる事務所の所在地	新庄市升形549	新庄市千門町 2 - 26	8.4
緑 尽 会	主たる事務所の所在地	新庄市升形549	新庄市千門町 2 - 26	8.4
山形県民社協会酒田支	代 表 者	 関 井 美 喜 男 	鈴 木 三 康	· 同
部	主たる事務所の所在地	酒田市千石町 1 - 12 - 34東北電力労働組合庄 内支部内	酒田市千石町 1 - 12 - 34東北電力労働組合酒 田支部内	8. 6

	. п	心目形用土龙沟海明					代			表			者	Ш		合	!	賢	助	佐	藤	雅	之	同			
Ш	171	ッカ	》 県税理士政治連盟				3 ₩	会	i	†	責	1	£	者	内		海	;	清	人	斎	藤	栄	_		8. 7	
셛	Ē	々	木	榮	t	5 後	後援	숝	代			表			者	佐	々	木	į	榮	七	草	苅	信	_	同	8.12
杉	ţ	葴	Š	幸	1	发	援	슰	代			表			者	林			;	利	則	大	泉	義	矩	同	8.22
£	ž	沢	7.	艮 -	_	後	援	会	政	治	寸	体	の	名	称	金	沢	忠	_ :	後:	援 会	金》	一忠兄	を励ま	す会	同	9. 1
₽	Į ;	谷]]]	俊	夫	: 後	色 援	会	主#	こる	事	務所	ග	所在	地			郡 70 -		町大	字荒	西置藤5	遺賜郡白 121	鷹町オ	字畔	同	9. 8

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成16年1月19日まで縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 徳町ショッピングセンター

米沢市徳町440番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

福田道路株式会社 新潟県新潟市川岸町一丁目53番地1

代表取締役 三浦 克彦

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

代表取締役 山田 昇

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 藤原 秀次郎

株式会社アベイル 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 島村 治伸

今井 正典 群馬県佐波郡玉村町大字南玉329番地3

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年5月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,918平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 293台
- (2) 駐輪場の収容台数 141台
- (3) 荷さばき施設の面積 381平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 152立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 株式会社ヤマダ電機 午前10時から午後9時まで
 - 口 株式会社しまむら 午前10時から午後8時まで

- 八 株式会社アベイル 午前10時から午後8時まで
- 二 今井 正典 午前10時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後9時15分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日

平成15年9月4日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年1月19日までに知事に提出することができる

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所に おいて平成15年10月19日まで縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ相生町店

米沢市相生町1773番3外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成15年 4 月30日

3 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所に おいて平成15年10月19日まで縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ天童

天童市南町一丁目7番1号外

2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年5月2日

3 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により寒河江市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所 において平成15年10月19日まで縦覧に供する。

平成15年9月19日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 ヨークベニマル寒河江店

寒河江市鶴田52外

- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日 平成15年5月2日
- 3 意見の概要 意見なし

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)第33条第1項第2号の規定により、平成14年8月29日に確定した平成14年度山形県警察官採用試験(警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道))の採用候補者名簿を平成15年9月17日をもって失効させた。

平成15年9月19日

山形県人事委員会 委員長 古 澤 茂 堂

正 誤

 発行年月日
 県 公 報 番 号
 ページ
 行
 誤
 正

 平成15. 5.20
 第1441号
 701
 13
 字畑944番 9まで
 字標畑944番 9まで

平成15年9月19日印刷 平成15年9月19日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)